

下請債権保全支援事業

保証開始に当たり、必要な書類一覧

→元下間の合意がなされている証明が必要になります

	工事注文書	請書	支払通知書	請求書	手形	開示情報	下請契約書
手形保証	○(※1)	○(※2)	○(※1)	○(※2)	○		△
電子記録債権保証	○(※1)	○(※2)	○(※1)	○(※2)		○	△
指名債権	請求書	△		○			△
	支払通知書	△	○(※2)	○	○(※2)		△
枠保証	○	○					△

→いずれも、写しで結構です

○：必須

△：あれば望ましい

元請企業が発出する書類：工事注文書、支払通知書

下請企業が発出する書類：請書、請求書

※1：工事注文書あるいは支払通知書いずれか1つ以上は必須です。

※2：請書あるいは請求書いずれか1つ以上は必須です。

※：上記以外にもファクタリング会社が求める書類の提出が必要な場合があります。

※：保証履行請求時は、上記以外にも書類（元帳等）の提出が必要です。